



長野県報

3月29日(木)
平成24年
(2012年)
第2356号

目次

規 則

- 被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課) 2
- 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 2
- 長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医療推進課) 2
- 長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療推進課) 4
- 信州登山案内人条例施行規則(観光企画課) 7
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)17
- 長野県短期大学学則の一部を改正する規則(教育総務課)17
- 長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(企業局)17
- 長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則(高校教育課)17
- 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課)18
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)18
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)18
- 長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)19

告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正(財政課)20
- 登録免許税法施行規則第4条第1号の規定による知事の行う証明に関する手続規程の一部改正(情報公開・私学課)20
- 福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正(健康福祉政策課)20
- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)21
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課)21
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課)21
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)21
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室)22
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課)23
- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定の解除(園芸畜産課)23
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)23
- 昭和44年長野県告示第445号(建設事務所の管轄区域の特例)の一部改正(建設政策課)23
- 公共測量の終了(建設政策課)24
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(5件)(砂防課)24
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(5件)(砂防課)26
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(5件)(砂防課)28
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(5件)(砂防課)29
- 地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(住宅課)30
- 地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(住宅課)30
- 昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課)30
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)31
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)31
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)37
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)38
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)39
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)39

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）……………40

一般競争入札（2件）（経営支援課）……………40

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）……………41

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（経営支援課）……………42

一般競争入札（観光企画課）……………42

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第3期特定鳥獣保護管理計画の策定及び公表（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）……………43

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築指導課）……………43

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）……………44

土地改良事業の工事の完了の届出（12件）（農地整備課）……………44

開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）……………46

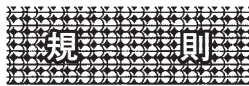
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活環境課）……………47

特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）……………47

一般競争入札（特別支援教育課）……………48

訓 令

兼務に関する規程の一部改正（教育総務課）……………49



規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成24年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第14号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(49)の項中「運転操作業務」を「維持管理業務」に、

「夏期作業シャツ」を「夏期作業シャツ」に、

防寒帽子	1個	4年	を	安全ぐつ	1足	4年	に	
					防寒ぐつ	1足		4年
					作業帽子	1個		4年

改め、別表の2の(15)の項中「又は山岳総合センター」を削り、同2の(17)の項を次のように改める。

(17)	削除				
------	----	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職 員 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第15号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を

次のように改正する。

第34条第1項中「施行規則第1条の8に規定する書類」を「法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求（法人の県民税及び事業税に係るものを除く。）」に、「による」を「によりする」に改め、同条第2項中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

第47条の2中「第53条第38項」を「第53条第37項」に改める。

第47条の3中「第53条第47項又は第48項」を「第53条第46項又は第47項」に改める。

第55条第1項中「第72条の49第11項」を「第72条の48の2第12項」に改める。

第60条の2第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に改め、同条第2項中「附則第11条の2第1項」を「附則第11条の2の3第1項」に改める。

様式第64号の2中「第53条第37項」を「第53条第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第60条の2第1項の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第16号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第10条中「4単位」を「3単位」に改める。

別表の必修科目の項中「コミュニケーション論」を

「倫理学」に、「家族社会学|2」を

「家族社会学|1」に、「統計学
生命科学演習|1」を

「統計学|1」に、「健康論Ⅰ|1
健康論Ⅱ|1」を

「疫学|1」に、「環境論」を「公衆衛生学」に、

看護形態機能学Ⅰ	1
看護形態機能学Ⅱ	1
看護形態機能学Ⅲ	1
看護形態機能学演習	1
看護感染学	1
看護病理学	1
看護感染・病理学演習	1
看護疾病学Ⅰ	1
看護疾病学Ⅱ	1
看護薬理学	2

人体の構造と機能Ⅰ	2
人体の構造と機能Ⅱ	1
生化学	1
人体の構造と機能演習	1
感染学	1
病理学	1
感染学演習	1
病理学演習	1
疾病学Ⅰ	1
疾病学Ⅱ	1
薬理学	2

「看護学概論|2」に、「基礎看護方法Ⅱ|1」を

「基礎看護方法Ⅱ
看護過程の理論と展開|1」に、

基礎看護実習	2
生活援助論	1
生活援助演習Ⅰ	1
生活援助演習Ⅱ	1
看護コミュニケーション実習Ⅰ	2
看護コミュニケーション実習Ⅱ	2

「基礎看護実習Ⅰ|1
基礎看護実習Ⅱ|2」に、「成人看護実習|3」を

「成人看護実習|4」に、「老年看護実習|3」を

「老年看護実習|4」に、「母性看護実習|3」を

「母性看護実習|2」に、「家族看護論」を

「家族援助論」に、「在宅ケア方法|1
在宅看護実習|1
地域看護実習|3」を

「在宅ケア方法Ⅰ|1
在宅ケア方法Ⅱ|1
在宅看護実習|2
地域看護実習|4」に、「看護管理実習」を

「看護統合実習」に、「看護研究
人間関係論・エンカウンターⅠ」

を「卒業研究
人間関係論」に改め、同表の選択科目の項中

「哲学|2
倫理学|1」を「コミュニケーション論|1
哲学|2」に、

「論理学|2」を「論理学|1」に、

「運動理論Ⅰ|1
運動理論Ⅱ|1」を「生命科学演習|1
運動理論|1」に、

「国際看護学|2
国際看護学実習|3
看護研究方法演習|1」を「国際看護学Ⅰ|2
国際看護学Ⅱ|1
国際看護実習|2」に、

「人間関係論・エンカウンターⅡ」を「エンカウンター」

に、「助産方法Ⅰ|1
助産方法Ⅱ|1
助産方法Ⅲ|1」を「助産方法Ⅰ|2
助産方法Ⅱ|2
助産方法Ⅲ|1
地域母子保健|1」に、

「9」を「10」に改め、同表の備考の1を削り、同備考の

2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日現に在学する者並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日に編入学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第17号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「必修科目にあつては10単位、領域別選択科目にあつては16単位以上、共通選択科目にあつては4単位」を「30単位」に改め、同条第2項中「領域別選択科目」を「領域別分野専門科目」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(別表第1)(第8条、第9条関係)

授 業 科 目		単位数	
必 修 科 目	看護倫理	2	
	看護理論	2	
	看護研究法	2	
領 域 別 分 野 専 門 科 目 看 護 学	看護基礎科学 病態機能学	病態機能学特論Ⅰ	2
		病態機能学特論Ⅱ	2
		病態機能学演習	6
	病態治療学	病態治療学特論Ⅰ	2
		病態治療学特論Ⅱ	2
		病態治療学演習	6
	基礎看護学	基礎看護学特論Ⅰ	2
		基礎看護学特論Ⅱ	2
	看護管理学	基礎看護学演習Ⅰ	6
		看護管理学・看護教育学特論Ⅰ	2
		看護管理学・看護教育学特論Ⅱ	2
	看護管理学	看護管理学・看護教育学演習Ⅰ	6
母性・助産看護学		母性看護学特論Ⅰ	2
		母性看護学特論Ⅱ	2
	母性看護学演習Ⅰ	6	
小児看護学	小児看護学特論Ⅰ	2	
	小児看護学特論Ⅱ	2	
	小児看護学演習Ⅰ・A	2	
	小児看護学演習Ⅰ・B	2	
	小児看護学演習Ⅰ・C	2	
	小児看護学実習	6	
成人看護学	成人看護学特論Ⅰ	2	
	成人看護学特論Ⅱ	2	
	成人看護学演習Ⅰ	6	
老年看護学	老年看護学特論Ⅰ	2	
	老年看護学特論Ⅱ	2	
	老年看護学特論Ⅲ	2	
	老年看護学演習Ⅰ・A	2	
	老年看護学演習Ⅰ・B	2	
	老年看護学演習Ⅰ・C	2	
	老年看護学実習	6	
精神看護学	精神看護学特論Ⅰ	2	
	精神看護学特論Ⅱ	2	
	精神看護学特論Ⅲ	2	
	精神看護学演習Ⅰ・A	2	
	精神看護学演習Ⅰ・B	2	
	精神看護学演習Ⅰ・C	2	
	精神看護学実習	10	
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特論Ⅰ	2	
	地域・在宅看護学特論Ⅱ	2	
	地域・在宅看護学演習Ⅰ	3	
	地域・在宅看護学演習Ⅱ	3	
里山・遠隔看護学	里山・遠隔看護学特論Ⅰ	2	
	里山・遠隔看護学特論Ⅱ	2	
	里山・遠隔看護学特論Ⅲ	2	
	里山・遠隔看護学演習Ⅰ	6	

共通選択科目	看護学課題研究	6
	看護実践課題研究	2
	健康心理学特講 I	2
	言語文化特講 I	2
	語法特殊講義	2
	環境疫学特講	1
	量的研究方法論	1
	質的研究方法論	1
	臨床病態学	2
	看護臨床薬理学	2
	看護学原論	1
	フィジカルアセスメント	2
	家族看護論	1
	コンサルテーション論	2
	看護管理学	2
	看護教育・援助論	2
	女性と子どもの健康問題と看護	2
	保健・医療・福祉システム看護学特講 I	2
	コミュニティ・ディベロップメント論特講	2
	遠隔看護論	2
国際看護論	1	
看護海外研修	1	

(備考) 共通選択科目のうち「看護学課題研究」又は「看護実践課題研究」のいずれかについては、必ず履修するものとする。

(別表第2)(第8条、第9条関係)

授 業 科 目			単位数	
領 域 別 分 野 専 門 科 目	基礎看護学	基礎看護学	基礎看護学特論Ⅲ 基礎看護学演習Ⅱ	2 4
		看護管理学	看護管理学・看護教育学特論Ⅲ 看護管理学・看護教育学演習Ⅱ	2 4
	発達看護学	母性・助産看護学	母性看護学特論Ⅲ 母性看護学演習Ⅱ	2 4
		小児看護学	小児看護学特論Ⅲ 小児看護学演習Ⅱ	2 4
		成人看護学	成人看護学特論Ⅲ 成人看護学演習Ⅱ	2 4
	広域看護学	老年看護学	老年看護学特論Ⅳ 老年看護学演習Ⅱ	2 4
		精神看護学	精神看護学特論Ⅳ 精神看護学演習Ⅱ	2 4
		地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特論Ⅲ 地域・在宅看護学演習Ⅲ	2 4
		里山・遠隔看護学	里山・遠隔看護学特論Ⅳ 里山・遠隔看護学演習Ⅱ	2 4
	共 通 選 択 科 目		ケアの哲学	2
			健康心理学特講Ⅱ	2
			言語文化特講Ⅱ	2
		健康科学特講	2	
		生命科学特論	2	
		感染生物学特論	2	
		病理病態学特論	2	
		人類学的研究方法論	2	
		現象学的研究方法論	2	
		保健・医療・福祉システム看護学特講Ⅱ	2	
		国際看護援助論	2	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日現在に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

信州登山案内人条例施行規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第18号

信州登山案内人条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 条例第5条の規定による信州登山案内人試験（以下この条から第4条まで及び第7条において「試験」という。）は、筆記試験、作文試験及び実技試験により行うものとする。

2 試験の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ長野県報その他の方法をもって公告するものとする。

(受験手続)

第3条 試験を受けようとする者は、信州登山案内人試験受験申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第4条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(2) 登山等に関する経歴等を記載した書類

(合否の通知)

第4条 知事は、試験を受けた者に対し、その結果を文書により通知するものとする。

(登録事項)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録又は更新の登録の年月日及びその有効期限並びに登録番号

(2) 専門とする案内地域（北アルプス地域、中央アルプス・南アルプス地域、ハヶ岳地域、御嶽山地域、北信五岳・志賀高原・関田山脈地域及び浅間・奥秩父地域のうち、信州登山案内人として業務を行う地域をいう。第9条及び第10条において同じ。）

(更新の登録に係る研修)

第6条 条例第7条第4項の知事が指定する研修は、信州登山案内人を対象としてその業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため知事が行う講習及び実習又はこれと同等以上の内容を有するものとして知事が別に指定する研修とする。

2 条例第7条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者が信州登山案内人以外の登山等に関する資格等を有する場合において、当該資格等に照らして信州登山案内人に必要とされる知識又は技能と同等以上の水準の知識又は技能を有していると認められるときは、知事は、その者に対し、前項の知事が指定する研修の全部又は一部の受講を免除することができる。

(登録の申請)

第7条 条例第8条の規定による登録の申請（条例第7条第1項の規定により登録を受けようとする場合に限る。）は、信州登山案内人登録申請書（様式第2号。次項及び次条において「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 試験に合格した旨を通知した第4条に規定する文書の写し

(2) 健康診断書

(3) 救急法に関する講習（知事が指定するものに限る。次項において同じ。）を受講したことを証する書類

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものをいう。次項及び第10条から第12条までにおいて同じ。）

2 条例第8条の規定による登録の申請（条例第7条第3項の規定により登録を受けようとする場合に限る。）は、登録申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 信州登山案内人登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）の写し（登録の申請の際現に有効な登録証の写しに限る。）

(2) 前条第1項の知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し（同条第2項の規定により、当該研修の全部又は一部の受講を免除された者に対しては、当該免除された研修に係る書類に代えて同項に規定する登山等に関する資格等を有することを証する書類の写し）

(3) 健康診断書

(4) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類

(5) 写真

3 第1項又は前項の規定による申請を行った者が、医師、看護師、救急救命士その他の免許等で知事が指定するものを有するときは、当該免許等を有することを証する書類をもって第1項第3号又は前項第4号の書類に代えることができる。

4 第2項の登録の申請は、信州登山案内人の登録の有効期間が満了する日の2月前から当該有効期間が満了する日までの間に行わなければならない。

(登録)

第8条 知事は、前条第1項の登録の申請があったときは、登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が信州登山案内人となる資格を有し、かつ、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、信州登山案内人登録簿（次項、第10条及び第15条において「登録簿」という。）に登録し、申請者に登録証及び信州登山案内人記章（様式第4号）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の登録の申請があったときは、登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が引き続き信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、登録簿に登録し、申請者に登録証を交付するものとする。

3 知事は、第1項又は前項の審査の結果、申請者が信州登山案内人の業務を適正に行うことができない者であると認めるときは、その理由を付し、登録申請書を申請者に返却するものとする。

(登録証の記載事項)

第9条 条例第11条第2項第3号の規則で定める事項は、専門とする案内地域とする。

(専門とする案内地域の変更の申請)

第10条 信州登山案内人は、専門とする案内地域以外の地域で信州登山案内人として業務を行おうとするときは、専門とする案内地域の変更申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請の際現に有効な登録証の写し
- (2) 新たに専門とする案内地域にしようとする地域における登山等の経歴等を記載した書類
- (3) 写真

2 知事は、前項の申請があったときは、書面審査その他の適当な方法により、申請者が、当該申請に係る変更後の専門とする案内地域において、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であるかどうかを審査するものとする。

3 前項の審査の結果、申請者が、当該申請に係る変更後の専門とする案内地域において、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、登録簿の当該信州登山案内人に関する登録を変更し、変更の理由及びその年月日を記載するとともに、申請者に新たな登録証を交付するものとする。

4 第8条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。この場合において、同条第3項中「登録申請書」とあるのは「専門とする案内地域の変更申請書」と読み替えるものとする。

5 信州登山案内人は、第3項の規定による登録証の交付を受けたときは、遅滞なく、従前の登録証を知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

第11条 条例第12条第1項の規定による届出は、信州登山案内人登録証記載事項変更届出書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証の記載事項の変更に係る事実を証する書類
- (2) 写真

(登録証の再交付の申請等)

第12条 条例第13条の規定による登録証の再交付の申請は、信州登山案内人登録証再交付申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証を亡失し、又は滅失した場合 写真
- (2) 登録証を著しく汚損し、又は破損した場合 登録証及び写真

2 信州登山案内人は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを知事に返納しなければならない。

(登録の抹消の通知等)

第13条 知事は、条例第14条第1項又は第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消し、又は信州登山案内人の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の抹消又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知するものとする。

2 条例第14条第1項又は第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消された者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、登録証(登録の有効期限を超えたものを除く。次条第1号において同じ。)及び信州登山案内人記章を知事に返納しなければならない。

(業務廃止等の届出)

第14条 条例第14条第3項の規定による届出は、信州登山案内人業務廃止等届出書(様式第8号)に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証
- (2) 信州登山案内人記章

(登録簿の訂正等)

第15条 知事は、第11条の届出があったとき、前条の届出があったとき、又は条例第14条第1項若しくは第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消し、若しくは信州登山案内人の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該信州登山案内人に関する登録を訂正し、若しくは抹消し、又は当該信州登山案内人の名称の使用を停止した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは抹消又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

2 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(14)中「長野県観光案内業条例(昭和28年長野県条例第13号)」を「信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)」に改める。

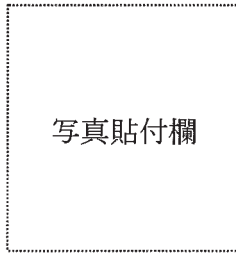
(様式第1号) (第3条関係)

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)

信州登山案内人試験受験申込書

年 月 日

長野県知事 殿



(年 月 撮影)

申込者

住所

氏名

年 月 日 生

電話番号

信州登山案内人条例第5条の規定による信州登山案内人試験を受けたいので、申し込みます。

専門とする案内地域	1 北アルプス地域	2 中央アルプス・南アルプス地域
	3 八ヶ岳地域	4 御嶽山地域
	5 北信五岳・志賀高原・関田山脈地域	6 浅間・奥秩父地域

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、受験手数料4,700円分の長野県収入証紙を貼付すること。
 2 写真貼付欄には、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものを貼付すること。
 3 「専門とする案内地域」は、信州登山案内人として業務を行おうとする地域の番号(複数の地域を受験する場合にあっては、複数の番号)を○で囲むこと。

- (添付書類) 1 信州登山案内人条例第4条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類
 2 登山等に関する経歴等を記載した書類

(様式第2号) (第7条関係)

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)

信州登山案内人登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

信州登山案内人条例第8条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

登録の種類	1 新規 (信州登山案内人条例第7条第1項の規定による登録)		
	2 更新 (信州登山案内人条例第7条第3項の規定による登録)		
申請時において 有効な登録 (更新の場合)	登録年月日	年	月 日
	登録番号	第	号
専門とする案内 地域	1 北アルプス地域 2 中央アルプス・南アルプス地域 3 八ヶ岳地域 4 御嶽山地域 5 北信五岳・志賀高原・関田山脈地域 6 浅間・奥秩父地域		

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、登録手数料1,500円分の長野県収入証紙を貼付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
3 「登録の種類」は、該当する区分の番号を○で囲むこと。
4 「専門とする案内地域」は、信州登山案内人試験において合格した地域のうち、信州登山案内人として業務を行おうとする地域の番号を○で囲むこと。

(添付書類)

1 新規の場合

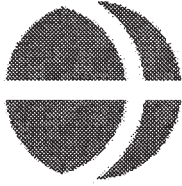

- (1) 信州登山案内人試験の合格通知書の写し
- (2) 健康診断書
- (3) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類
- (4) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

2 更新の場合

- (1) 申請の際現に有効な信州登山案内人登録証の写し
- (2) 知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し
- (3) 健康診断書
- (4) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類
- (5) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第3号) (第7条関係)

(表)

	信州登山案内人登録証
登録番号 第 号	写真貼付欄
氏名	
専門とする案内地域:	
有効期限 年 月 日	
長野県知事 	

(裏)

登録年月日	年 月 日
更新登録年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日
住所	

(備考) 用紙の大きさ 縦5.4センチメートル 横8.6センチメートル

(様式第4号) (第8条関係)

信州登山案内人記章



2.5センチメートル

(様式第5号) (第10条関係)

専門とする案内地域の変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

信州登山案内人条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり専門とする案内地域の変更を申請します。

記

申請時において 有効な登録	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
変更の理由		
変更内容	変更前の案内地域	変更後の案内地域

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- (添付書類) 1 申請の際現に有効な信州登山案内人登録証の写し
2 変更後の専門とする案内地域における登山等の経歴等を記載した書類
3 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第6号) (第11条関係)

信州登山案内人登録証記載事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

電話番号

信州登山案内人条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	変更後

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- (添付書類) 1 信州登山案内人登録証
2 変更に係る事実を証する書類
3 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第7号) (第12条関係)

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)

信州登山案内人登録証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印
電話番号

信州登山案内人条例第13条の規定により、下記のとおり信州登山案内人登録証の再交付を申請します。

記

申請時において有効な登録	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
再交付を求める理由		

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、再交付手数料1,300円分の長野県収入証紙を貼付すること。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 3 「再交付を求める理由」には、交付を受けていた信州登山案内人登録証に係る亡失、滅失、汚損、破損の別及び亡失等した事情を記載すること。

- (添付書類) 1 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)
 2 信州登山案内人登録証が著しく汚損し、又は破損したことを理由とする場合にあっては、当該信州登山案内人登録証

(様式第8号) (第14条関係)

信州登山案内人業務廃止等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
 住所
 氏名 印
 電話番号
 続柄 (届出に係る信州登山案内人
 以外の場合)

信州登山案内人条例第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃業等をした日	年 月 日
届出の理由	1 廃業したため 2 死亡したため 3 成年被後見人又は被保佐人となったため 4 禁錮以上の刑に処せられたため 5 心身の障害により業務を適正に行うことができないため

(備考) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「届出の理由」は、該当する理由の番号を○で囲むこと。

(添付書類等) 1 信州登山案内人登録証

2 信州登山案内人記章

観光企画課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第19号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第4項(法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)又は」を削り、「により、」を「による措置として」に改める。

第3条第4号カ中「放送の」を「基幹放送の」に、「有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する放送設備」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第20号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の専門開放科目の項中「中国文学の世界2 日本語の歴史2」を「中国文学概論2 日本語学概論2」に、「日本の近代文学2」を「日本近現代文化論2」に、「日本の中近世文学2」を「日本古典文化論2」に改め、同表の2中「日本の中近世文学2 中国文学史2」を「日本古典文化論2 中国文学史2」に、「民俗学の世界2」を「民俗学概論2」に、「古典文学基礎演習1 近代文学基礎演習1 中国文学の世界2 中国文学基礎演習1 日本語の歴史2 日本語コミュニケーション2 日本語基礎演習1」を「日本古典文化論基礎演習1 日本近現代文化論基礎演習1 中国文学概論2 中国文化論基礎演習1 日本語学概論2 日本語コミュニケーション論2 日本語学基礎演習1」に、「日本近代文学史2 日本の中近世文学2 古典文学演習2 日本の近代文学2 近代文学演習2」を「日本近現代文学史2 日本古典文化論2 日本古典文化論演習2 日本近現代文化論2 日本近現代文化論演習2」に、「中国文学演習2」を「中国文化論演習2」に、「日本語演習2」を「日本語学演習2」に、「市民活動論2 情報検索演習1」を「市民活動論2」に改める。

別表第2の司書に関する科目の項中「図書館経営論1 図書館サービス論2 情報サービス概説2 レファレンスサービス演習1 資料組織概説2 資料組織演習2 児童サービス論1」を「図書館制度・経営論2 図書館情報技術論2 図書館サービス概論2 情報サービス論2 児童サービス論2 情報サービス演習2 情報資源

組織論2 情報資源組織演習2 に、「図書館特論1」を「図書館基礎特論2」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(経過措置)
2 平成24年3月31日現在に在学する者の履修すべき学科目、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成24年3月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表の第1 電気事業会計勘定科目表の資本の2 剰余金中

Table with 2 columns: 減債積立金, 利益積立金 and 法第32条第1項の規定による積立金, 同上

を

Table with 2 columns: 減債積立金, 利益積立金

に、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改め、同表の第2 水道事業会計勘定科目表の資本の2 剰余金中

Table with 2 columns: 減債積立金, 利益積立金 and 法第32条第1項の規定による積立金, 同上

を

Table with 2 columns: 減債積立金, 利益積立金

に、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

附則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

企業局

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規

則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「校長」の次に「、副校長」を加える。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第2条 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表中「教頭」を「副校長・教頭」に改める。

(長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第3条 長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表中「教頭」を「副校長・教頭」に改める。

(特別支援学校管理規則の一部改正)

第4条 特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「応じ」の次に「、副校長」を加える。

第12条の2を削る。

(長野県立中学校管理規則の一部改正)

第5条 長野県立中学校管理規則(平成23年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「教頭」を「副校長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項中「理数科」を

「理数科
自然科学探究科
人文科学探究科」に改め、同表の長野県飯山高等学校の項中

「体育科」を「体育科
スポーツ科学科」に改め、同表の長野県下

高井農林高等学校の項中「生物資源科」を

「グリーンデザイン科
生物資源科
アグリサービス科」に改め、同表の長野県白田高等学校の

項中「環境緑地科
グリーンライフ科
インテリア科
デザイン科
アパレルデザイン科」を「グリーンライフ科
デザイン科」に改

め、同表の長野県岡谷南高等学校の項中「普通科
英語科」を

「普通科」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高校教育課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人長野県消防協会」を「公益財団法人長野県消防協会」に、「財団法人長野県長寿社会開発センター」を「公益財団法人長野県長寿社会開発センター」に、「財団法人長野県中小企業振興センター」を「公益財団法人長野県中小企業振興センター」に、「財団法人長野県テクノ財団」を「公益財団法人長野県テクノ財団」に、「社団法人長野県林業コンサルタント協会」を「一般社団法人長野県林業コンサルタント協会」に、「財団法人長野県緑の基金」を「公益財団法人長野県緑の基金」に、「財団法人長野県建設技術センター」を「公益財団法人長野県建設技術センター」に改める。

別表第2中「社団法人長野県看護協会」を「公益社団法人長野県看護協会」に、「社団法人長野県環境保全協会」を「一般社団法人長野県環境保全協会」に、「財団法人長野県体育協会」を「公益財団法人長野県体育協会」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の教育職給料表(2)の項及び教育職給料表(3)の項中

「 $\frac{10}{100}$ 」を

「 $\frac{10}{100}$ (副校長の職にある職員にあつては $\frac{15}{100}$)」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2のキの3級の項及び同表のクの3級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第3のキ及びク中「**教頭**」を

「**副校長及び教頭**」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のイ中

「

看護大学看護学部長	8種
-----------	----

」

を

「

高等学校、特別支援学校、小学校又は中学校の副校長	7種
看護大学看護学部長	8種

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

- 「 3 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習
- 4 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練
- 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練
- 6 沖縄振興開発特別措置法第44条第1項第4号の講習

を

- 「 3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
- 4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練
- 5 雇用保険法第6条第3号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に、